

食品衛生トピックス 《2013/05/16-②》

○ スペイン産アーモンド加工品の検査命令について

平成25年5月15日付けの輸入食品安全対策室長から検疫所長に宛てた通知によると、輸入時の自主検査の結果、スペイン産アーモンド加工品に食品衛生法違反の事例があり、食品衛生法第26号第3項に基づく検査命令が実施されることとなった。

《 アフラトキシンについて 》

発がん性を有するカビ毒(アスペルギルス属の真菌により産生される)の一種

《 違反の内容 》

品名:炒ったアーモンド

輸入者:株式会社 ○○○

製造者:COATO-SOCIEDAD COOPERATIVA DE COMERCIALIZACION
AGRARIA

届出数量及び重量:100 カートン 1.00 トン

検査結果:アフラトキシン 43 μ g/kg 検出 (基準:含有してはならない)

届出先:東京検疫所

日本への到着年月日:平成 25 年4月 19 日

違反確定日:平成 25 年5月 14 日

貨物の措置状況:全量保管中